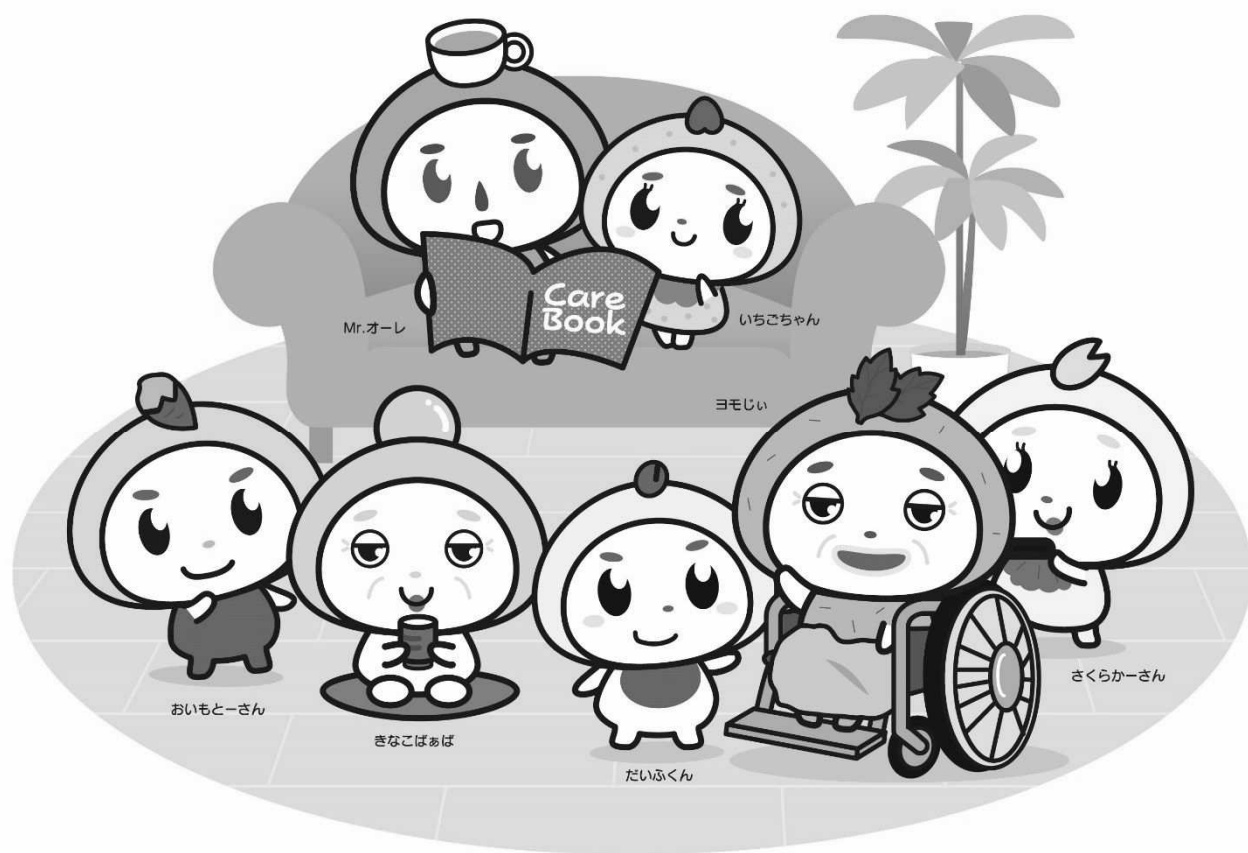


平成 29 年度
事業計画書



社会福祉法人 玖珠町社会福祉協議会

《スローガン》

「みんなで支えあい、安心・安全の暮らしをつくる」

《事業方針》

集落(小地域)福祉の充実を図り、支えあい・助け合いの輪を作ります!

《基本的な考え方》

少子高齢化の進展によるひとり暮らし高齢者の増加、住民生活の多様化、地域社会における家族機能やコミュニティ機能の低下などにより、身近な生活環境も大きく変化し、住民一人ひとりの抱える生活課題や福祉課題も複雑化、多様化してきています。そのような中、国においても変化する社会環境に対応すべく、介護や、障がい、子育て、生活困窮といった分野の垣根を超えた「全世代、全対象型地域包括支援体制」を構築する新福祉ビジョンが策定されました。

玖珠町社協は、「第4次地域福祉活動計画」を策定し、「みんなで支えあい、安心・安全の暮らしをつくる」を基本理念とし、地域福祉懇談会や4自治コミュニティでの地域支え合い会議を通じ、地域で暮らす人々と一緒に考え、それぞれの役割を担いながら、地域における多様な主体による「支え合い、助け合い」の在り方や、その担い手や各種のサービスの構築に取り組んでいるところです。地域住民のみなさんをはじめ、民生委員児童委員および各種団体、社会福祉施設、保健医療機関、企業や商工会、学校、行政との連携のもと、小中学校区や自治会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・地域の各種団体との協働の取組を広げ、地域社会の担い手の養成を通じて支える側を増やし、地域社会での生活支援システムの構築を推進していきます。

また、近年の社会福祉制度、社会福祉法人改革に対応すべく、より一層の公益的な活動の推進について社会福祉法人の中心的役割と捉え、町内の関係機関との連携協働を柱として実施方法を検討していきます。介護保険事業においても、利用者の皆さんへの満足度の高いサービスの提供と、経営の安定化を図るため、職員間での横のつながりをより一層深め職員一丸となって、既存事業の在り方など事業の見直しを行い、持続的に発展していくように事業運営を図っていきます。

この様に、社会福祉協議会に求められる地域での課題や住民ニーズに対応するための福祉事業は質的・量的にも広がる一方です。職員一人ひとりが自覚と責任を持ち、住民から理解と信頼が得られるよう努めるとともに、地域の中核的組織にふさわしい社協体制の充実に努めます。

管理部

1) 組織運営体制の整備・発展

町民の皆さんの期待に応え、信頼される組織として地域の福祉活動をより一層推進することを目的として、本会の組織運営体制を整備していきます。またコンプライアンス推進に向けた取り組みも進めます。

- ① 理事会・監査会・評議員会の開催
- ② 理事部会の設置(事業・財務・施設)
- ③ 衛生委員会の運営
- ④ 主任会議の定期的な開催
- ⑤ 事業運営の透明性の向上(情報の開示・財務諸表・現況報告等)
- ⑥ 第三者委員会関与及び適切な運営
- ⑦ リスクマネジメント(災害・事故・苦情)への対応、事件・事故、ヒヤリハット等の共有
- ⑧ 社会福祉法人会計基準に基づく経理及び財務諸表の作成
- ⑨ 町当局や関係機関団体との協調
- ⑩ 死亡者への弔意、罹災世帯への見舞い

2) 人事考課、人事異動及び研修を連動させた取り組みの実施

人事考課・人事異動、研修を効果的に連動させるとともに、職務を通じた育成や外部から講師を招いて実際の仕事にフィードバックさせる育成も視野に入れ育成体制の構築を目指します。

- ① 役職員研修の実施(合同研修・職員研修 外)
- ② 研修復命を兼ねた職員勉強会の定期的な実施
- ③ 人事考課制度の整備・運用
- ④ 人事・労務管理の徹底(処遇改善、士気の高揚)
- ⑤ 効率的な人事・組織体制づくり
- ⑥ メンタルヘルスのリスク低減のためのストレスチェックの活用
- ⑦ 社会人としての人間教育の実施など人材育成の積極的な取り組み

3) 地域福祉活動財源確保の取り組み

「課題に即応できる運営基盤の強化」と「寄付金が循環し、地域福祉が推進される寄付文化の醸成」を目的に、地域福祉活動財源確保に努め、寄付による協力も住民による地域福祉推進の一つとして捉え、会費や寄付金の募集に積極的に取り組みます。

- ① 会費の効果的な広報(役職員による賛助・法人会員の勧誘強化)
- ② 寄付金(香典返し・見舞金・一般寄付)の採納
- ③ 介護保険事業の財源確保
- ④ 補助金・委託金の確保
- ⑤ チャリティーバザーの実施
- ⑥ 事業会計按分費の設定
- ⑦ 「発展・強化計画」の策定
- ⑧ 全職員における経費削減の徹底

4) 老人福祉センター運営事業(指定管理者制度)

地域に開かれた身近な交流拠点として地域住民の健康と福祉・文化の向上を図ります。健康づくりや教養の向上、介護予防事業などを通じ、多くの方が社会参加の機会を持てるように事業展開し利用しやすい施設となるよう努めます。

- ① 福祉センターの啓発と利用促進
「岩室温泉かたらいの湯」の周知に努め、入館者の増員を図る
- ② 介護予防地域支援事業の実施
(いきいき元気教室、男性ふれあい広場)
- ③ 町と連携を密にし、合理的な施設管理を図る

地域福祉推進部

《重点項目》

1. 地域福祉の推進(小地域ネットワークづくり)
2. 地域包括ケアシステムにおける生活支援介護予防の構築
3. 総合相談センター・要援護者支援対策の充実

1. 地域福祉の推進(小地域ネットワークづくり)

1) 小地域ネットワーク事業の推進

より多くの住民が地域の強みや地域での課題を共有し、自らの意思により地域での問題解決に取り組み、福祉活動が円滑に進められるよう、課題解決への助言や学習会、関係機関との連絡調整などのサポートを行い、ネットワークの構築を図ります。

- ①各コミュニティでの情報交換会議や活動推進検討会議
- ②地域を支援・調整する人材の育成
- ③協働機関との見守りネットワークの重層的仕組みづくり
- ④福祉委員と民生委員児童委員との連携と地域情報の共有
- ⑤4地区地域福祉活動推進会議(全町域単位)
- ⑥地域福祉懇談会の開催

2) 福祉教育の推進

学校や地域住民とともに学び合う場づくりをすすめ、地域福祉の実践に向けた理解と共感の輪を広げていきます。

- (1) 学校における福祉教育
 - ①総合的な学習の時間などでの福祉学習
 - ②様々な社会資源を活かした体験学習の実施

- (2) 地域を基盤とする福祉教育
 - ① 地域自主組織を推進主体とした福祉教育
 - ② 福祉のまちづくり出前講座の開催

3) 支え合いマップ作り

地域住民による見守りや支え合いの仕組みづくりや災害時の避難支援に結びつけることを目的に、マップづくりの拡大を図ります。

- ① 講演会の開催
- ② 自治会、民生児童委員協議会、老人クラブ、サロン等への周知
- ③ マップづくり出前講座
- ④ 検証・拡大・継続を図るための学習会、意見交換会

4) ボランティア活動の推進

幅広い世代や様々な分野のボランティア活動を促進するため、ボランティア活動の啓発や支援、連携強化等を行います。

- ① ボランティアの人材育成
- ② ボランティア連絡協議会との連携
- ③ 夏のボランティア体験月間事業
- ④ ボランティアセンター機能の強化を図るため新規ボランティアの組織化

5) 調査研究活動の充実

地域福祉懇談会や福祉アンケートなど住民ニーズ調査活動、先進的事例の研究など通じ、地域住民のニーズに応じた取り組みについて検討していきます。

- ① 地域資源の情報収集と課題調査
- ② 小規模多機能型拠点づくりの研究(先進地視察研修の実施)

6) 企画広報の発展

福祉活動及び福祉に関する事柄について広報・情報提供し、地域住民への周知と地域福祉の啓発を図ります。

- ① 地域福祉情報誌「めるへん」の発行
- ② ホームページの逐次更新
- ③ フェイスブック・ツイッターなど新たな情報ツールの活用

7) ファミリーサポートセンター事業の実施(町委託)

臨時・突発的な保育のニーズに対応するため、子どもを預けたい人と預かる人の相互支援システムにより、そのコーディネート業務を通じて地域での子育て支援を行います。

- ① 定期的な広報による制度の周知、利用ニーズの掘り起こし
- ② 会員の交流の場の効果的な開催

- ③ まかせて会員養成講座の開催

8) 共同募金活動の実施

地域福祉活動の基盤を支えるための安定的な財源確保に向け、戸別・法人・職域などへの募金協力の推進と助成事業を通じた活動支援を行います。

- ① 共同募金運動の展開
- ② 地域配分金事業の推進

2. 地域包括ケアシステムにおける生活支援・介護予防の構築

1) 生活支援コーディネーター配置

行政と連携し、地域包括ケアシステムの構築をめざし、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備の推進を行います。

- ① 協議体の開催
- ② 既存資源の把握、地域に不足する資源の創出
- ③ サービスの担い手の養成
- ④ ネットワーク機能の構築
- ⑤ 町民への啓発・広報活動
- ⑥ 研修会・会議参加

2) 有償福祉サービスコーディネーター配置

介護予防を目的として、住民主体の多様な生活支援や自主的な通いの場づくり等の支援を行うための有償ボランティアの育成や登録、ニーズの把握や需給業務を行います。

3) 介護予防事業の実施

住み慣れた地域でできる限り自分らしくいきいきと暮らしていくために、生活機能の低下を予防することを目的に様々な介護予防事業の実施を図ります。

いきいき元気教室(サテライト含む)・男性ふれあい広場(町委託)

- ① 小地域ボランティア養成研修(町委託)
- ② いきいきサロン推進事業(町委託)
- ③ ふれあい給食サービス事業(町委託)

3. 総合相談センター・要援護者支援対策の充実

1) 地域総合相談支援センター機能の向上

福祉に関する生活課題の総合相談窓口として、「いつでも」「誰でも」「どの

ような問題でも「気軽に相談いただける体制を構築します。

- ① 無料法律相談会(偶数月第3水曜日開催)の実施
- ② 無料障害年金相談会(奇数月最終火曜日開催)の実施
- ③ 相談員の資質の向上(県社協研修等)

2) 資金貸付事業の実施

低所得などにより経済的に困窮している世帯に対して、世帯の自立更正を図ることを目的に資金の貸付けを行いません。

- ① 生活福祉資金貸付事業(県社協委託)
- ② 法外更正資金貸付事業(独自事業)
- ③ 滞納世帯に対する償還指導の徹底

3) 生活困窮者自立支援事業の実施(県委託)

様々な生活課題を抱える住民に対して、生活課題の分析から支援計画の作成、具体的な支援実施まで、包括的かつ継続的に行うことで、課題を抱える住民の自立に向けた支援を実施します。

- ① 相談支援体制の強化
- ② 地域の社会資源の掘り起こしと連携体制の構築
- ③ 関係機関との連携体制の強化
- ④ 担当職員の知識・技術の向上とサポート体制の構築

4) 日常生活自立支援事業の実施(県社協委託)

認知症や知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な方に対して、福祉サービス利用や金銭管理の支援を行い、地域の福祉関係者と連携を図り、支援サービスが迅速に提供できるように努めます。

- ① 定期的な広報による制度の周知
- ② 相談受付体制の強化
- ③ 生活支援員のレベルアップ及び拡充
- ④ 成年後見制度との連携

5) 障害者総合支援法の実施

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてサービス利用計画の作成を行います。

- ① 指定特定相談支援事業の実施

6) 災害時援護者の支援体制の整備

災害発生時に備える減災活動、被災後の早期の生活復旧を目指すマニュアル整備を進め、発災後に適切な支援が行えるように取り組みます。また、関係団体・機関等の協力支援体制の構築へ向け、玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会の運営を進めていきます。

- ① 玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会の充実
- ② 被災者支援センター設置・運営マニュアルの作成・周知徹底
- ③ 福祉避難所指定受託施設との合同研修会
- ④ センター設置、福祉避難所などの訓練の開催
- ⑤ 小地域マップづくりの推進
- ⑥ 災害担当スタッフの育成

7) 在宅生活支援サービス事業の実施

誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくことが出来るように、各種在宅生活支援サービスを提供していきます。

- ① 視覚障害者日常生活情報提供事業(点訳・音訳)の実施(町委託)
- ② おもちゃ図書館の開館(次世代育成支援・独自事業)
- ③ 福祉機器貸出事業・介護用品等斡旋紹介(独自事業)

8) 福祉団体支援

住民に福祉団体等の活動内容がわかるように広報活動を強化し、社協事業との連携を進めます。また団体の会員増加、組織活動の充実に取り組み自立運営に向けた支援を行います。

- ① 玖珠町民生児童委員協議会(事務局)
- ② 玖珠町老人クラブ連合会(事務局)
- ③ 玖珠町身体障害者協議会(事務局)
- ④ 玖珠町ボランティア連絡会(事務局)
- ⑤ 玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会(事務局)
- ⑥ 玖珠町健康福祉事業推進委員会
- ⑦ 玖珠町母子寡婦福祉会
- ⑧ むつみ会玖珠共同作業所
- ⑨ 玖珠郡知的障害者育成会たんぽぽの会
- ⑩ 玖珠郡更生保護連絡会

別添

— 平成 29 年度 —

介護保険事業計画

社会福祉法人

玖珠町社会福祉協議会

居宅介護支援事業計画

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター

運営方針

利用者の尊厳と自立支援を基本とし、利用者が住み慣れた地域で、安心して日常生活を営むことができるように、公正・中立な視点で事業運営をおこない、質の高いマネジメントを提供できるように努力します。

基本目標

- ① 利用者・家族の意向を尊重するとともに、計画立案には専門的立場からの助言をおこないます。
- ② 認知症高齢者が自宅や地域の中での生活が継続できるように支援します。
- ③ 関係する専門職の意見を聴き、医療との連携を図り、包括的に利用者及び家族を支援していくように努めます。
- ④ 各種制度や社会資源の活用を図り、多面的に利用者を支援できるように努力します。
- ⑤ 入所退所・入院退院される利用者に対しての支援をおこないます。
- ⑥ 介護支援専門員の資質や専門性の向上のため、介護保険サービスや医療、福祉、社会保険制度等の各種制度の理解や知識を深めるための研修会への参加を積極的に行います。
- ⑦ 地域包括ケアシステムの構築の推進の一旦を担う事業としての役割を認識し、多職種との連携、協働を強化していきます。
- ⑧ 介護保険制度の改正について、必要な情報提供をおこないます。
- ⑨ 特定事業所加算の継続。
- ⑩ 実習生の積極的受け入れなど地域貢献をおこないます。

具体的項目

- ① 利用者や家族双方の意向を踏まえて、納得のできるケアプランの作成に努めます。
- ② 認知症高齢者の介護者に対しては、認知症の理解や対応についての情報提供や介護者の会及び講演会への参加等勧めて行きます。また近隣の方への協力を得られるように支援します。
- ③ ケアマネ会議を週 1 回開催し、利用者の情報共有をおこない、担当不在時の対応や新規依頼ケースの担当決定や困難事例ケースへの対応検討、介護保険最新情報、社会資源、福祉用具の情報提供や情報交換をおこない、より良い対応ができるように努めます。
- ④ 郡、町、県や地域で開催される介護支援専門員研修会や認知症研修会、権利擁護、社会保険制度等の研修会への参加を積極的に行い質の向上に努めます。

- ⑤ 医療との連携強化及び推進する一つ的手段として、郡内共通の医療連携シートの活用をおこなうことで情報の共有をおこない、利用者が在宅時や入退院の際にも早期に適切な対応が図れるように支援します。
- ⑥ 軽度者に対しても、必要な福祉用具のレンタルが利用できるように支援します。
- ⑦ 地域包括支援センターや行政、医療等との連携を図り、困難事例への対応に対してもできる限りの対応していけるように努めます。
- ⑧ 要支援⇔要介護になった利用者に対しては、包括と連絡を取り合い、プラン作成やスムーズなサービス利用につなげます。
- ⑨ 地域包括支援センターからの委託を受けて、介護予防プラン及び介護予防マネジメントの作成をおこないます。
- ⑩ 総合事業の開始については、内容の理解及び新たな地域支援事業について、積極的に情報収集をおこない、ケアマネ間で共通理解し、利用者や家族へ情報提供ができるようにし、公的サービスや地域のサービスがスムーズに活用できるようにします。
- ⑪ 利用者アンケートを実施し、満足度や要望などを把握し、今後のサービスの向上につなげていきます。
- ⑫ 介護サービス情報の公表をおこないます。
- ⑬ 特定事業所加算集中減算届出書を年2回提出します。
- ⑭ 人材育成への協力体制の整備をおこない、新規ケアマネとなった方への法定研修等における実習の受入をおこないます。

訪問介護事業計画

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター訪問介護

1. 運営方針

事業所の訪問介護員は、要介護・要支援者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般に亘る援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

2. 基本方針

- 1) 私達、訪問介護員は法令を遵守します。
- 2) 利用者の日常生活の状況を踏まえて、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成した「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成し、その内容をご利用者及びそのご家族に説明し、サービスを提供します。
- 3) サービスを提供することで利用者の自立支援を目的として、意欲の向上を図れるよう支援いたします。
- 4) 訪問介護員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を守ります。
- 5) ご利用者やご家族が安心してサービスが受けられるように、相談、助言を行い、また不満や苦情に対して迅速かつ適切に対応します。
- 6) 訪問介護員は、研修や資格取得等により質の高いサービスが提供できるように努めます。
- 7) 職員間の連携が取れ、統一したサービスを提供するように努めます。

3. 事業内容

- 1) 居宅介護支援事業をはじめ、他職種との連携・郡内の同業事業所との連携や意見交換→大分県ヘルパー会・郡内ヘルパー会での活動
- 2) 担当者会議への出席・訪問介護計画の作成
- 3) 身体介護、生活援助の提供・国保連請求業務
- 4) 資質向上の為の研鑽→自立支援型サービス・調理実習の取り組み
- 5) 事故の未然防止、苦情等への対応
- 6) 毎月2回のサービス調整会議・研修会
- 7) 介護サービス情報の公表
- 8) 訪問介護員の処遇改善（介護福祉士資格取得奨励）
- 9) 訪問介護→介護保険外の事業を模索
- 10) 居宅介護→移動支援・同行・行動援護の指定実現を目指す

1 1) 介護予防・日常生活支援総合事業の取り組み

「できなくなったこと」を「できるように」「できることを続けられるように」を理念にサポートする事業。

- ・訪問型生活機能アップ事業→訪問介護員派遣
- ・生活リハビリテーション短期集中訪問事業→理学療法士派遣
- ・栄養改善短期集中訪問事業→管理栄養士派遣
- ・口腔改善短期集中訪問事業→歯科衛生士派遣

通所介護事業計画

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター通所介護

1. 運営方針

利用者の人格及び人権を尊重し、一人ひとりに合わせた介護予防と自立支援を行うと共に、地域において多様な介護予防・生活支援サービスの充実を図り、地域に密着し信頼されるサービス事業展開を目指します。

2. 今年度重点事業目標

(1) 地域のニーズに即した事業の推進

地域、関係機関との連携を図り、施設への理解を深めていただくとともに、地域の要望や声に基づいたサービスを柔軟に提供する。

(2) 利用者個々のニーズに対応した事業の展開

利用者一人ひとりのニーズ及び心身の状態を的確に把握し、地域での暮らしを継続する支援を構築する。また認知症高齢者への精神的ケアの充実と身体的機能の維持向上を図る。

(3) 介護者等への支援

家族との連携を深め、利用者様とその家族が安心して利用できるサービスを提供する。

3. 事業内容

- 1) 居宅介護事業者・地域包括センター・医療との連携
- 2) 地域への貢献（交流、知識及び技術提供、ボランティアの積極的受入等）
- 3) サービス担当者会議、地域ケア会議への参加
- 4) 通所介護計画の作成
- 5) 送迎、健康チェック、入浴、食事サービス、機能訓練、アクティビティ活動、年間行事と季節に応じた行事等の提供
- 6) 避難消火訓練・防災対策
- 7) 事故防止・苦情などの対応
- 8) 交通安全への取り組み
- 9) 利用者満足度アンケート・家族会の実施
- 10) 個人情報保護、介護サービス情報の公表
- 11) 国保連請求業務
- 12) 職員の上級資格取得の奨励と処遇改善
- 13) 職員の資質向上のための研修、業務会議

(施設外研修)

- 1) 介護職員の研修（現任研修、摂食、排泄、介護予防、認知症、リスクマネジメント、倫理等）
- 2) 看護職員の研修（機能訓練、感染症、褥瘡、栄養ケア等）
- 3) 給食職員の研修（食中毒、介護食等）
- 4) 新任職員研修（新任介護職員研修等）

(施設内研修)

- 1) 倫理・プライバシー・リスクマネジメント・法令遵守等について
- 2) 摂食・排泄・感染症・認知症・機能訓練・介護予防・包括ケア等の勉強会等
- 3) 緊急時対応・防災訓練等の実施
- 4) 新任職員研修（就業規則、事業計画、事業内容等）

(施設見学研修)

- 1) 先進地への施設見学研修

(町受託事業)

- 1) 転倒予防フォローアップ教室

4. 稼働率アップのための重点課題

- 1) 新規利用者の確保と利用者の拡大の取り組み
- 2) 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターへの情報提供及び連携強化
- 3) 地域への交流と地域へ出向きPRを推進する

玖珠町地域包括支援センター
平成 29 年度事業計画



地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民を包括的に支援することを目的とする施設。

(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項より)

社会福祉法人
玖珠町社会福祉協議会

＜基本方針＞

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように、介護・医療・予防・住まい・日常生活支援が一体的に提供される地域作りに取り組むことが必要になります。そのため高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく適切に提供されるような「地域包括ケアシステム」の構築と深化と推進を保険者である町行政と連携して目指します。

＜運営の視点＞

① 公共性の視点

介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

② 地域性の視点

地域の意見をくみ上げ、それらをセンターの日々の活動に反映させると共に、地域の特性や実情を踏まえ、地域の抱える問題の解決に取り組みます。

③ 協働性の視点

地域の中に積極的に入り問題の発見に努めると共に、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等、地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図ります。

＜運営方針＞

① 自覚の徹底

地域包括支援センターは、介護保険の保険者である玖珠町の委託を受けて事業を運営する準公的機関として行政事務を行っており、その運営の視点を始め、意義を職員自身が自覚を徹底することは肝要です。その上で、地域福祉推進の中核団体である社会福祉協議会の一員という認識も併せ持ち、地域包括ケアシステムの構築において両者の強みを最大限に活用し、玖珠町行政をはじめ地域の関係者と協力しながら、地域住民に対する支援体制整備に努めていきます。

② 自立支援に向けたケアマネジメントのための「チームプレー」の励行

センターに期待される中核的な役割は、高齢者の自立支援に向けたマネジメントのための包括的かつ継続的な支援です。そのため地域の関係者との間で、ここの高齢者の情報を共有した上で、それぞれのニーズに応じたサービスが提供されるように協働する必要があります。従って職員は、それぞれの専門的な視点に基づき、高齢者の自立支援に向けた実践能力の更なる向上に努めるとともに、他職種協働でケアマネジメントを支援するための「チームプレー」を励行することを心がけていきます。

＜重点目標＞

1. 地域包括ケアシステムの基盤整備

平成 27 年度の介護保険の改正により「地域包括ケアシステムの構築」が主な改正内容の一つとして組み込まれました。これは高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにするため、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させる内容となっていました。

さらに平成 30 年度の見直しにおいて、システムのより一層の深化が内容に組み込まれることを念頭に置き、体制作りに積極的に取り組んで参ります。

特に総合相談窓口の強化や医療と介護の連携、地域共生社会の実現の推進など、センターの機能を強化しつつ、保険者である玖珠町と十分に連携しながら体制作りを進めて参ります。

2. 認知症総合支援事業の推進

認知症施策については新オレンジプランを基に推進されているところですが、当センターにおいても平成 28 年度に受託した認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームについて、一層の取り組み強化に努めていきます。

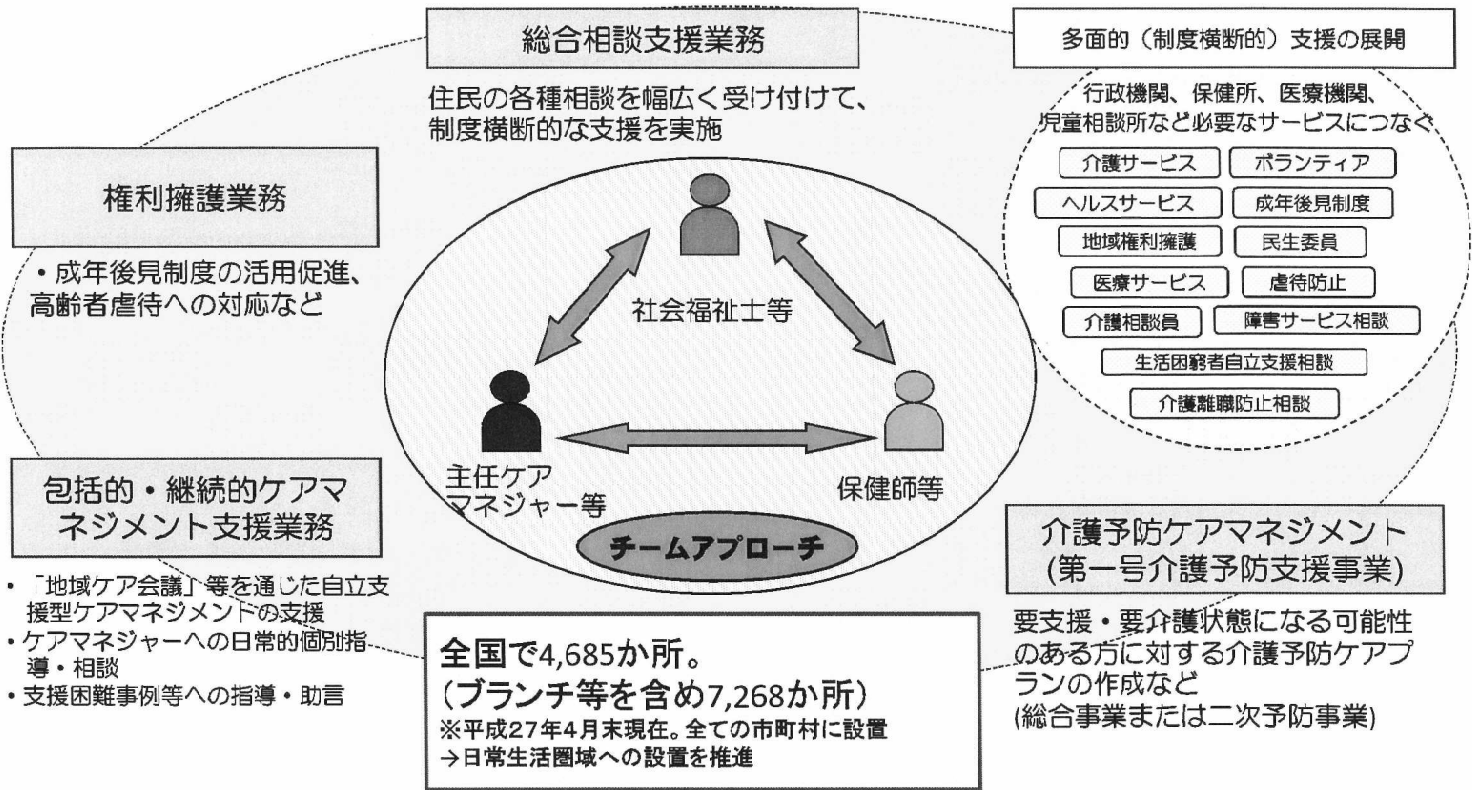
認知症の人への支援については、早期の診断や対応を軸として、対象者がその容態に応じて、最もふさわしい場所で適切なサービスが利用できる循環型の仕組みの構築が望まれており、そのために推進員や支援チームの役割の整理や取り組みの強化を進めていきます。

＜事業実施にあたり＞

地域包括支援センター業務実施にあたっては、国が定める「地域包括支援センター業務マニュアル」に基づき、主要 4 事業と平成 28 年度より受託した認知症総合支援事業を柱に、町行政と連携を図りながら各種業務を実施します。

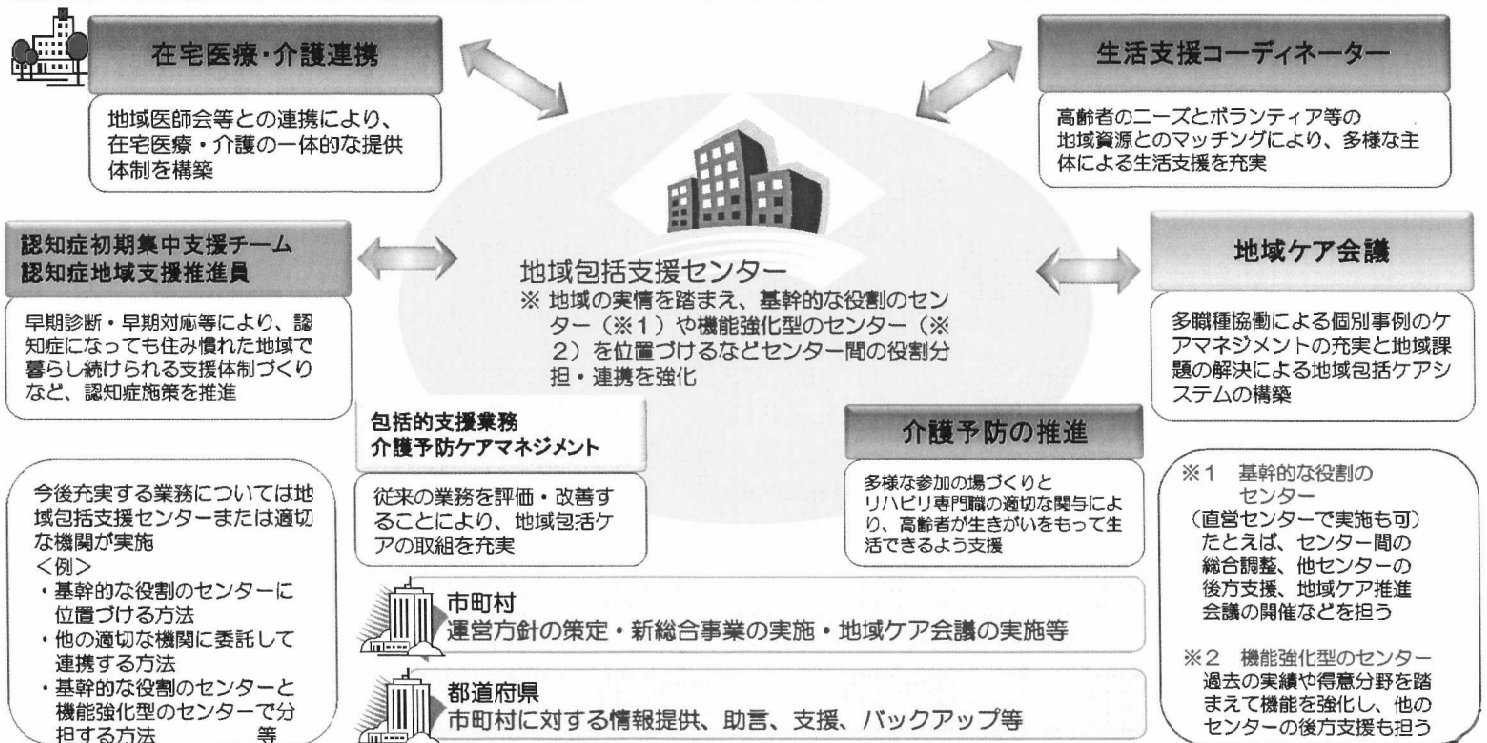
地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



《参考資料》

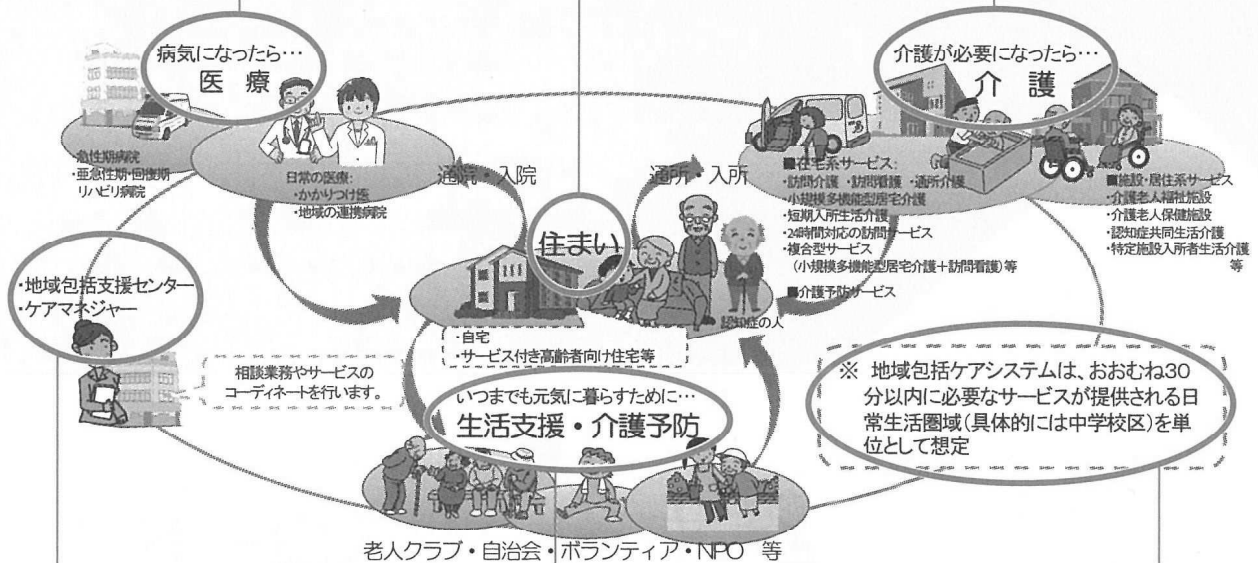
地域包括ケアシステムとは何か

地域包括ケアシステムの姿

2 病院の外来受診、訪問診療、訪問看護により、在宅に必要な医療が受けられる。また、入院したときは早期から退院後の生活をイメージし、療養病床、リハビリ病床も含め、高齢者が不安なく日常生活を送れるよう、多職種による調整を行う。

1 地域包括ケアシステムの基盤は「住まい」であり、在宅で生活する高齢者。住まいは自宅のほか、サービス付き高齢者住宅などの集合住宅も含まれるが、重要なのはその人の住み慣れた地域、もしくは住みたい地域である、ということ。

3 通所施設や訪問介護、複合型サービスほか、地域の社会資源をフル活用し、要介護度が重くても、認知症で一人暮らしでも、高齢者が十分なケアを受け、在宅での生活を続けられることが基本。施設系サービスも、地域とのつながりをもつことが求められる。



4 高齢者のニーズを捉え、地域の社会資源に結びつけて支援をコーディネートするのが、地域包括支援センターやケアマネジャーの役割。また、市町村社会福祉協議会とコミュニティソーシャルワーカーが、ボランティアやNPOをサポートし、地域づくりの調整役を担っている。

5 集いの場や介護予防プログラムへの参加のほか、自治会やボランティアなど、地域において高齢者が役割をもって活動することが重要。高齢者はサービスの受け手であるだけでなく、担い手にもなる。

6 地域(図中の白いだ円部分)は、おおむね30分以内に必要サービスが提供される「日常生活圏域」、具体的には中学校区を想定している。圏域内のさまざまな社会資源を有効に活用して、地域完結型のサービス提供体制をつくることをめざす。

図の出典：
厚生労働省。在宅医療・
介護あんしん 2012。

【出典】
「地域包括ケアサクセスガイド」より

1). 介護予防支援と地域支援事業の包括的支援事業

介護保険制度の基本理念は、「できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援すること」です。そのため要介護状態にならないことが重要であり、その具体的手段として要支援 1・2 と認定された方に対する介護予防支援と地域支援事業の包括的支援事業における介護予防ケアマネジメントの仕組みが明確に位置づけられています。

要支援 1・2 等の軽度者の多くは、「廃用症候群モデル」に該当し、重度化の防止または改善効果が期待できると言われ、心身機能の改善を目指す取り組みを中心に行ってきましたが、今後はリハビリテーションの理念を踏まえ、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよく働きかけ、日常生活の活動性を高め、社会参加や自己実現の取り組みを促進することが望まれます。

このような視点から、介護予防のケアマネジメントに取り組んで参ります。

- ① 要支援 1、2 と認定された方に対する生活状況等のアセスメント(課題分析)を行い、本人が自立した生活を送れるよう介護予防ケアマネジメントを実施します。
また、住宅改修・福祉用具購入のみの要介護認定者に対し、自立に向けた支援や各種書類作成を行います。
- ② 生活機能の低下がみられた方の基本チェックリストの結果を基に、事業対象者へ介護予防ケアマネジメントを実施。その心身の状況等に依じて介護予防・日常生活支援総合事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。
- ③ 介護認定で非該当に認定された方に対して、一般介護予防事業の参加を促し、介護予防の取り組みにつなげます。また、地域で収集した情報等により、何らかの支援を要する者に対し、介護予防活動へつなげます。

2). 総合相談支援事業

地域包括支援センターは、地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域包括ケアの中核拠点として活動します。その際、総合相談支援業務はセンター事業実施のための基盤的役割を果たします。つまり地域包括ケアとしての継続支援の入り口となり、センターに相談することにより、あらゆるサービスの調整まで可能になると言ったワンストップサービス拠点としての機能も果たしていきます。

また平成30年度の改正では、政府の示す一億総活躍社会における働き方改革の一環で、介護離職ゼロの推進が謳われています。介護離職を防止する観点から働きながら介護に取り組み家族や、仕事と介護の両立不安や悩みを持つ就業者に対する相談支援の充実が求められており、センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など、社会情勢、地域環境に応じた相談支援体制の見直しも今後検討を進めて参ります。

- ① 総合相談窓口としての機能強化についての検討（土日祝祭日の対応、電話等による相談体制、相談会開催等）
- ② 相談援助業務における職員の資質向上のための取り組み強化（自主研修、外部研修等）
- ③ 訪問活動による地域課題や潜在的ニーズの発見、医療機関・警察消防等関係機関との連携
- ④ 町と連携した地域の見守り体制づくりの推進
- ⑤ 総合相談窓口としてネットワークづくりと社会資源等介護予防の普及啓発
- ⑥ チームアプローチでの対応

介護離職防止のための相談機能強化モデル事業

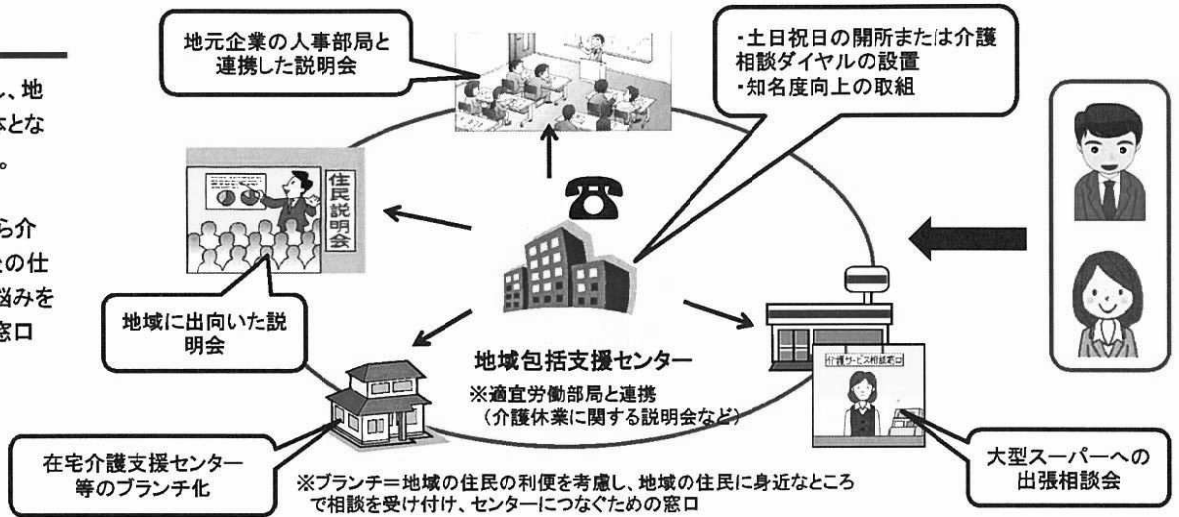
平成29年度概算要求額:190,982千円

事業の概要

- 地域包括支援センターは住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うものとして、総合相談支援等を実施している。
- 平成28年5月、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、本プランにおいて、介護離職を防止すること等の観点から、家族介護が必要となった者に対して、地域包括支援センターが身近な相談先となることが盛り込まれ、具体的な取組として、地域包括支援センターの土日祝日の開所が挙げられている。
- 同プランに基づき、介護離職防止等を目的として、地域包括支援センターが、適切にその機能を発揮するため、土日祝日の開所等の取組を推進する。

事業の内容

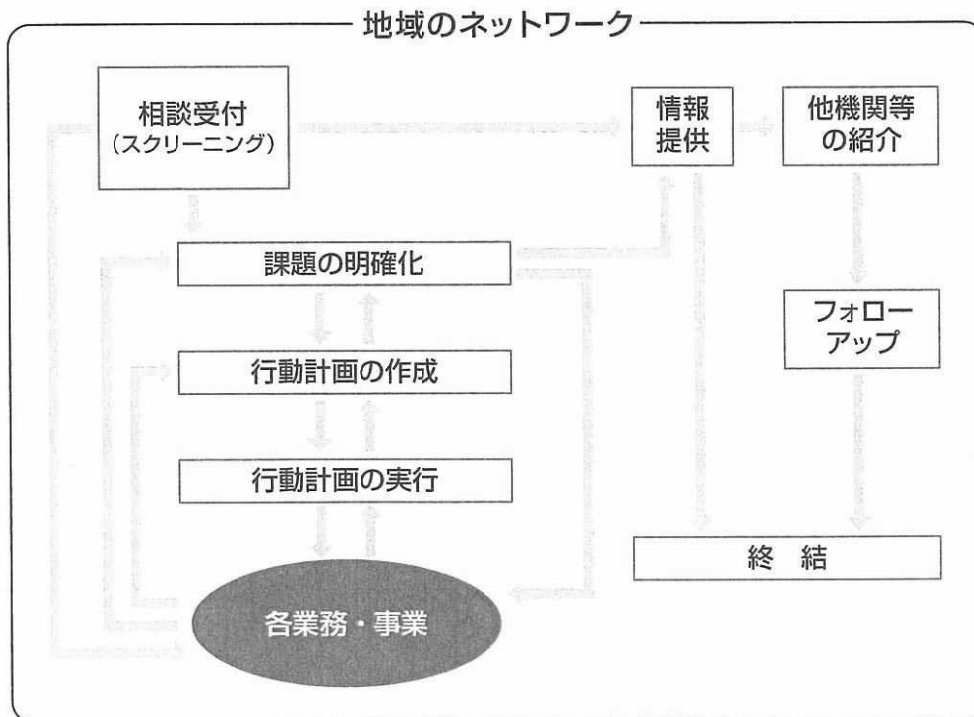
- 介護離職防止を目的とし、地域包括支援センターが主体となり、以下の取組を実施する。
- 取組を通じて、働きながら介護に取り組む家族や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者に対する相談窓口を拡大する。



【参考】

■ ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)
介護に関する総合的な相談機関として、2006年に地域包括支援センターが法制度化。2015年度現在、全国で4,685箇所設置されているが、家族が介護を必要とするようになったときの身近な相談先であることを広く周知しつつ、同センターの土・日・祝日の開所を促進する。

(総合相談のプロセス)



3). 権利擁護事業

権利侵害行為の対象となっているまたはなりやすい、あるいは自ら権利主張や行使ができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行っていきます。

すべての人は、生まれながらに基本的人権を有しています(憲法第11条)。そのためセンターの職員は個人の権利や人権について理解しておくことが求められます。センターの職員は介護保険法に明記されている「尊厳の保持」と併せ、十分に理解して置くことが望まれます。

地域社会において認知症や生活に困難を抱える高齢者等は、現在の契約社会・申請社会の中では自己選択・自己責任になじみにくいため、人権・権利の実現や行使について不平等・不利益な立場に置かれやすく、虐待や悪質商法の被害等、権利侵害にも遭いやすい状況があります。

高齢者の生命を護るということだけではなく、個人として尊重や幸福追求権の保障をも視野に入れた人権救済や保護が重要であり、そのために「地域住民の生活の安定」を包括的に支えるセンターの役割は大きいと考えています。

- ① 成年後見制度の利用支援
- ② 高齢者虐待への対応、未然防止の推進
- ③ 困難事例への対応
- ④ 消費者被害等の防止の広報啓発
- ⑤ 専門性向上のための研修会への参加

4). 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者は地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な課題を抱えている場合が多くあります。そのような状況で本人の機能や能力を最大限に活かしうる自立した生活を継続するためには、本人の意欲や適応能力などの維持や回復を援助するとともに、課題の解決に有効だと考えられるあらゆる社会資源を自己決定に基づきコーディネートし、必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように援助していくマネジメントが不可欠になってきます。

平成30年度の見直しにおいては、介護支援専門員への直接支援となっている現状だけでなく、地域における適切なケアマネジメント環境の整備のため、住民やサービス事業所を対象とした取り組みの必要性も謳われています。

そのためセンターでは、包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備と介護支援専門員等へのサポートを通じた個別支援を行って参ります。

- ① 介護予防支援業務担当者研修会の開催
- ② 居宅介護支援事業所連絡会の開催
- ③ 「地域ケア会議」等を通じて、介護支援専門員に対する支援を実施
- ④ 多種多様な社会資源の確認
- ⑤ ケアマネージャーが決まっていない高齢者に対するケアマネージャー選定の支援
- ⑥ 予防給付等の利用が見込まれる要支援者等に対する退院に向けたサービスの調整
- ⑦ 民生児童委員協議会の定例会地区別参加
- ⑧ 専門性向上のための研修会への参加
- ⑨ 困難事例に対応するケアマネージャーに対し、一緒にケースに取り組みます。

5). 認知症総合支援事業

○認知症初期集中支援チーム

<基本方針>

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現のために、認知症の人及びその家族に対する認知症初期集中支援チームの支援により、早期診断および早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。

<運営方針>

玖珠町内に在住する原則として 40 歳以上で在宅で生活しており、かつ認知症または、認知症が疑われる下記の該当者に対して、初期集中支援チームの支援を行う。

- (1) 医療サービスまたは、介護サービスを受けていない者または、中断している者で次のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスを受けていない者
- (2) 医療サービスまたは介護サービスを受けているが、認知症の行動または心理症状が顕著なため、家族等周囲の支援者が支障をきたしている者

<重点目標>

玖珠町、県保健所、認知症疾患医療センター等の関係機関と連携しながら、認知症の人やその家族が安心して暮らせる町づくりをめざし、認知症施策の推進に取り組みます。

<事業内容>

1、普及啓発推進

- ①ほうかつセンターだよりや町の広報等での認知症初期集中支援チームの周知・広報活動を継続して行います。
- ②医療機関、介護保険事業所、玖珠警察署、各駐在所等への訪問や資料送付にての周知活動を継続的に行い、情報収集や、理解・協力を進めていきます。
- ③認知症サポーター養成講座の開催や認知症に関する講演会の開催により周知活動を行い、情報収集や、理解・協力を進めていきます。

2、認知症初期集中支援の実施

- ア 訪問支援対象者の把握

- イ 情報収集及び観察・評価
- ウ 初回訪問時の支援
- エ 認知症初期集中支援チーム会議の開催
- オ 初期集中支援の実施
- カ 初期集中支援の終了と引継ぎ後のモニタリング
- キ 初期集中支援に関する記録等の保管

3、その他

認知症初期集中支援チーム検討委員会委員や民生委員・自治委員・保健委員、社協地域福祉部と協力・連携しながら、認知症の人やその家族のニーズの把握に努めます。

○認知症地域支援推進員

<基本方針>

認知症の人及びその家族等が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように、医療・介護・生活支援を行うサービスが効果的な支援につながることを目的とし、地域支援推進員設置事業実施要項に基づいて町、関係機関と連携、協働して認知症地域支援体制の構築を目指します。

<運営方針>

① 医療介護等の支援ネットワークの構築

- ・ 認知症の人が認知症の状況に応じて必要な医療・介護等のサービスを受けることができるための関係機関との連携体制の構築
- ・ 町との協働による認知症ケアパスの普及

② 認知症対応力向上のための支援

- ・ 在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援
- ・ 認知症カフェの開設、充実

③ 相談支援・支援体制構築

- ・ 認知症の人や関係機関等との連携し、事業の企画・調整を行う
- ・ 認知症初期集中支援チームとの連携等により、必要なサービスが認知症の人やその家族に提供されるための調整

<重点目標>

玖珠町、県保健所、認知症疾患医療センター等の関係機関と連携しながら、認知症の人やその家族が安心して暮らせる町づくりをめざし、認知症施策の推進に取り組みます。

<事業内容>

1. 関係機関との連携体制の構築

認知症の人及びその家族が状況に応じて必要な医療、介護等のサービスをうけることができるよう、町と連携を図りながら各種業務を実施します。

2. 専門医等とのネットワークの形成

玖珠郡医師会、認知症サポート医、認知症疾患医療センターの専門医等との連携を強め、個々の認知症の症状に合った効果的な支援が行えるよう活動します。

3. 認知症ケアパスの普及

認知症への理解を深めることや認知症の方を支援する仕組み、また認知症予防を含めケアの流れを示した玖珠町版認知症支援ガイド（認知症ケアパス）の普及に、町とも連携しながら努めます。

4. 相談体制の実施及び支援体制の構築

認知症の人及びその家族に対し、相談窓口の周知及び、定期相談窓口の設置により認知症の早期発見や早期診断を受け、介護負担軽減のための支援が適切に行えるよう対応していきます。

5. 認知症ケア向上推進事業における各事業の実施及び調整

社会全体で認知症の人々を支えられるよう、地域の実情に応じて企画や調整などに関わりながら取り組みを進めていきます。

6. その他

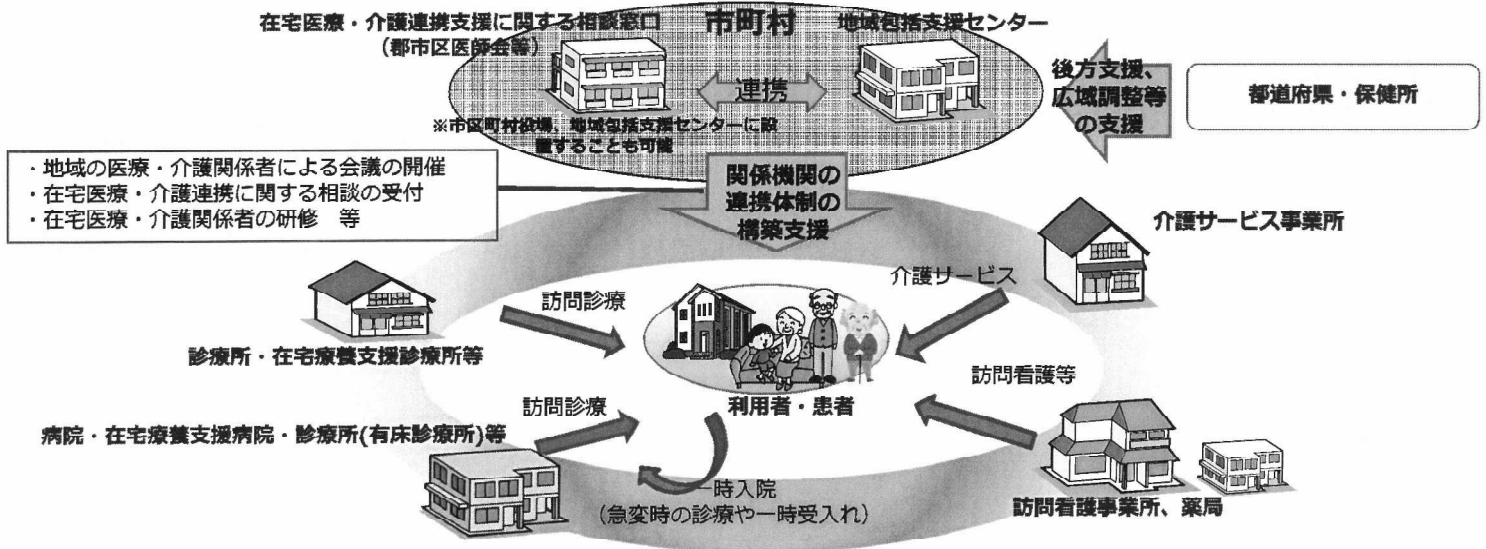
- ① いきいき元気教室やいきいきサロンなどで認知症についての説明や認知症サポーター養成講座等を開催し、周知活動を行います。
- ② 地区の民生委員や自治委員（福祉委員）、保健委員と協力・連携しながら、認知症の人やその家族の家庭訪問をし、その実態やニーズの把握に努めます。
- ③ ほうかつセンターだよりや町の広報により、認知症地域支援推進員の説明や活動内容を記載し、住民への周知・理解を進めていきます。

6). その他

- ① 「地域共生社会」の実現に向けて、センターの総合相談機能の強化を図るとともに、センターを受託している社会福祉協議会が地域福祉の推進における中核団体である強みを十分に活かし、高齢者に限らず全ての住民の抱える生活課題について分野を超え『丸ごと』受け止める場づくりに努めていきます。
- ② 一般介護予防事業の地域版いきいき元気教室やいきいきサロンなどで、運動や保健・看護に関する助言や指導を自立支援の観点から行います。
- ③ 権利擁護や介護予防、地域課題の把握と分析等、地域福祉推進部と関連のある業務について連携するため、連絡会議を毎月開催します。
- ④ 地域ケア会議の司会・進行、事例提出、検討(毎月3回、要支援者、事業対象者を月最多18事例程度提出)を行います。
- ⑤ 在宅医療連携会議等へ参画し、ネットワークの構築へ向け取り組みます。
- ⑥ 地区の民生委員児童委員と協力・連携しながら、独居・高齢者世帯の家庭訪問によりその実態やニーズの把握に努めます。得た情報については集約して適切に管理し、事業活動に活かしていくとともに、行政などへの政策提言等にも繋げていくことで、玖珠町の高齢者福祉の発展に寄与していきます。
- ⑦ 広報啓発活動
「ほうかつセンターだより」を年4回(5月、7月、11月、3月)作成し、全戸に配布します。また、地域での広報活動を行います。
- ⑧ 台風、豪雨等の災害時に、独居・高齢者世帯への声かけ・安否確認等を行います。そして有事の際には、把握している漢族や親せき、行政等関係部署への報告を行い、適切な支援に繋がるように努めていきます。

在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。
 (※) 在宅療養を支える関係機関の例
 - ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
 - ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
 - ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
 - ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



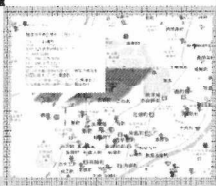
在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、都市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目を都市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討